

令和2年8月7日

学 生，教 職 員 各 位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)

川 崎 直 哉

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学の活動制限指針
の一部改正について（通知）

標記のことについて、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。
なお、活動制限指針レベルの変更はありません。

記

改正前

レベル1 教育 ○ I C T を使用した遠隔授業を推奨

改正後

レベル1 教育 ○ 状況に対応して I C T を使用した遠隔授業を実施

担当 総務課総務チーム（法規担当）

電 話 025-521-3212

メー ル houki@juen.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針

(令和2年8月6日危機管理対策本部)

レベル	基準	教 育	教員、研究活動	事務局職員等	学内会議等	学生の入構・登校	学生の課外活動	出張・旅行等(教職員、学生等の全構成員)
0	○感染が認められない。(政府の対策本部が解散した。)	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	○新潟県の状況が感染観察都道府県相当と判断される。	○状況に対応してICTを使用した遠隔授業を実施 ○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、講義・演習、実験・実習・実技の実施(学生の間隔を1mを目安に最大限の間隔をとる。)	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、研究活動を継続	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、勤務を継続 ○必要に応じて、在宅勤務、ローテーション勤務の実施	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、対面会議の実施	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で感染防止に最大限配慮して、登校	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で実施 ○課外活動団体は、活動内容等計画書を提出の後に許可。合宿、遠征、対外的活動、飲食を伴う活動自粛	○海外への不要不急の出張・旅行の自粛 ○特定警戒都道府県への不要不急の出張・旅行の自粛
2	○新潟県が感染拡大注意都道府県相当と判断される。	○ICTを使用した遠隔授業の積極的利用 ※アクセスポイントを提供 ○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、講義・演習、実験・実習・実技の実施。(学生の間隔をできるだけ2m(最低1m)を目安に最大限の間隔をとる。)	○同上 ○在宅勤務での研究活動を推奨	○同上 ○在宅勤務、ローテーション勤務の部分実施を推奨	○同上 ○オンライン会議や書面審議を推奨	○同上。ただし、講義受講生を除く学部学生・大学院学生は登校を自粛	○活動停止。ただし、「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、音楽棟個人練習室又は屋外での個人練習のみ許可	○海外への不要不急の出張の原則禁止、旅行の自粛 ○県境をまたぐ不要不急の出張・旅行の自粛
3	○新潟県が特定警戒都道府県相当と判断され、県知事による大学の施設使用停止要請があった。 ○教職員、学生に感染者が発生した。ただし、感染経路は把握できている。	○ICTを使用した遠隔授業の実施(講義・演習の対面授業の停止) ○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、実験・実習・実技の実施。(学生の間隔をできるだけ2m(最低1m)を目安	○最小限の研究活動の継続 ○原則、在宅勤務での研究活動へ移行 ○継続中の実験・研究資源維持などのため必要な教員以外は入構自粛	○大学の機能維持のために必要な、最小限の職員のみ出勤。その他は在宅勤務	○同上。ただし、出席者は30人程度(陪席者を含む。)を上限とする。 ○可能な限りオンライン会議や書面審議へ移行 ※対面会議とオンライン会議を併用する会議も可	○学部学生・大学院学生の登校禁止。ただし、大学から呼び出しのあった学生の登校及び学生の生活や学修を支援するため、大学が認めた施設を使用する場合の登校は可 ※上記により登校が認められた場合でも	○活動停止。ただし、「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、屋外での個人練習のみ許可	○同上 ○県境をまたぐ出張の原則禁止及び不要不急の出張・旅行の強い自粛

		に最大限の間隔をとる。)				滞在時間は最小限とする。		
4	○教職員、学生に感染経路が不明な感染者が複数発生し、上越保健所から臨時休業の指導があった。	○ICTを使用した遠隔授業のみ	○原則、教員の入構禁止 ○在宅勤務での研究活動。ただし、研究資産維持のために必要最低限の教員及び関連職員のみ入構可能	○同上	○オンライン会議又は書面審議	○学部学生・大学院学生の入構禁止	○全面活動停止	○出張・旅行の原則禁止

【注】 1 この活動制限基準は、今後の状況に応じ見直すことがある。

2 学生宿舍及びその敷地については、学生の入構制限区域に含まない。

3 特別支援教育実践研究センター及び心理教育相談センターにおける相談業務の停止については、「教育」の項に準ずるものとする。

4 附属学校園については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、当該学校園の定めるところにより、活動制限を実施する。